

議案第129号

議決事項の一部変更について（財産の取得（浦和駅西口南高砂地区第一種市街地再開発事業地内の建物の一部））

令和5年6月議会において議決を得た財産の取得について（議案第127号）下記のとおり変更するため、さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成13年さいたま市条例第48号）第3条の規定により議決を求める。

令和8年6月3日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

3取得価格中「12,557,211,000円」を「13,690,834,515円」に変更する。